

消費生活情報

架空請求の相談事例

相談内容

① 民事訴訟管理センターというところから、自分宛に訴訟が起こされているというはがきが届いた。

(50歳代・女性)

② 大手インターネット通販の業者名で動画の利用料請求があり、至急支払わなければ法的手続きを行うとのメールが届いた。相手に連絡したら、コンビニでプリペイドカードを購入して、カード番号を伝えるように言われ、その通りにした。

(60歳代・男性)

③ 国民生活センターを名乗る人から、個人情報が出ているので削除し、代理としてNPO法人を紹介するとの電話があった。

(60歳代・男性)

アドバイス

これらの事例は、事実でない話を作り上げて現金な

どをだまし取る手口で、架空請求と言われます。

①は実在しない組織で、連絡すると訴訟取り下げの手数料などを請求されます。

②と③は実在する組織のなりすましで、本来はこのような対応はしません。

②はカード番号を伝えているので、既に相手が不正使用できる状態になっています。至急プリペイドカードの発行業者に連絡して、他者の使用を防ぐ手続きを行う必要があります。

③は、連絡すると寄付金

などの名目で料金を請求されます。また、詳細な個人情報も漏れてしまうこととなります。

被害防止のポイント

架空請求に共通する手口は、「本日中」や「至急」などと言い、冷静に考える時間を与えないようにします。また、不特定多数の人に発信するため、総合消費料金や情報サイト利用料金など、あいまいな請求内容にする特徴があります。そして、訴訟や個人情報漏れなど、称して不安をおおります。心当たりのないものは、決して連絡せず、判断に迷う場合は当センターに相談してください。

消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日10～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館で消費生活出張相談

相談日 12月13日(水)13時～16時

※12月8日(金)16時までに、消費生活センターに電話で予約してください。

人権週間の強調事項

- 1、女性の人権を守ろう
- 2、子どもの人権を守ろう
- 3、高齢者の人権を守ろう
- 4、障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 5、同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- 6、アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7、外国人の人権を尊重しよう
- 8、HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 9、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 10、犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 11、インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 12、北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 13、ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 14、性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 15、性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 16、人身取引をなくそう
- 17、東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

問い合わせ先 総務課
(☎43-7212)

1948年(昭和23年)12月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。この宣言は世界の平和と人類の幸福を願って、人間は誰でも、人間としての尊厳と価値が認められ、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならないことを表明したものです。日本の人権週間も、この世界人権宣言に由来しています。人権週間の機に、私たち一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

12月4日～10日は「第69回人権週間」です
「みんなで築こう 人権の世紀」
「考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」